

気象警報が発令された場合等の授業・試験の休講措置に関する申合せ

1 対面による授業（集中講義を含む）・試験について

- (1) 熊本市に次の①又は②の気象警報が発令された場合、休講とする。
ただし、①又は②の気象警報が解除された場合は、その時刻により以下のとおり授業・試験を実施する。
- ① 警報：「暴風」「大雪」
 - ② 特別警報：「大雨」「暴風」「暴風雪」「大雪」

警報解除時刻	授業・試験時限
午前7時までに解除	1限から実施
午前7時1分から午後0時までに解除	4限から実施
午後0時1分以降に解除	全時限休講

- (2) 前述の(1)に関わらず、熊本市に次の①の気象情報が発令され、かつ②及び③の条件が揃った場合は、休講とする。
- ① 警報：「大雨」
 - ② 熊本市内の JR 鹿児島本線の運休
 - ③ 熊本市内の JR 豊肥本線の運休
- (3) 前述の(1)及び(2)に定めるもののほか、台風接近に際し熊本市が暴風圏域に入ることが予想される場合や異常気象など不測の事態が生じた場合は、学長の判断により、休講を決定する。

2 遠隔による授業（集中講義を含む）・試験について

危険を伴う移動をする必要がなく安全な環境で受講できることから、休講等の対応は行わない。

ただし、何かしらの問題（例えば、通信環境の関係でライブでの受講が困難な場合等）が生じる可能性があるため、教員は授業をアーカイブに残す等、学生が後日受講できるように対応する。

3 休講となった授業・試験についての取扱い

前述 1 (1)～(3)により休講となった授業・試験については、補講等を行う。

附 則

この申合せは、平成12年 8月21日から実施する。

この申合せは、平成15年12月 9日から実施する。

この申合せは、平成16年11月 9日から実施する。

この申合せは、平成18年 6月12日から実施する。

この申合せは、平成30年 9月28日から実施する。

この申合せは、令和5年10月16日から実施する。